

令和8年度山形県地域再生可能エネルギー活用等実態調査業務に関する企画提案募集要項

1 目的

この要項は、令和8年度山形県地域再生可能エネルギー活用等実態調査業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、応募があった事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する委託事業に関する事項

(1) 業務名

令和8年度山形県地域再生可能エネルギー活用等実態調査業務

(2) 業務の内容

別添1「令和8年度山形県地域再生可能エネルギー活用等実態調査業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 提案上限額

7,238千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募資格及び欠格事由に関する事項

(1) 応募要件

本プロポーザルに応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ② 日本国内に本社（主たる事業所）または事業所を有すること。
- ③ 申請日において、山形県税（県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものと見做す。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 国から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑧ 山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号）の規定により、次のいずれに

も該当しない者

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑨ 共同企業体が参加する場合にあっては、当該共同企業体の全ての構成員が①から⑧までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人を選定すること。

イ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で参加していないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど募集要項等の要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が2の(4)に掲げる提案上限額を上回るとき。

4 提出書類、提出部数等

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

| 書類 | 様式、留意点 | 提出部数 | 提出期限 |
|---------|--------|------|------|
| ①参加申込書 | ・様式第1号 | 1部 | |
| ②事業者概要書 | ・様式第2号 | 1部 | |

| | | | |
|-------------------|--|---------------------|-------------------------------|
| | <p><添付書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要等の分かるパンフレット等 ・(共同企業体の場合) 協定書の写し | <p>8部</p> <p>1部</p> | <p>令和8年5月27日 (水) 午後5時</p> |
| ③登記事項証明書 | 発行後3か月以内のもの | 1部 | |
| ④山形県税の納税証明書 | 県税の滞納がない証明書(各総合支庁の発行する直近の証明書。発行後3か月以内のもの) | 1部 | |
| ⑤消費税及び地方消費税の納税証明書 | 消費税及び地方消費税の未納がない証明書(税務署の発行する直近1年間の証明書。発行後3か月以内のもの) | 1部 | |
| ⑥暴力団排除に関する誓約書 | ・「令和7・8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領」別記様式第7号 | 1部 | |
| ⑦社会保険・労働保険状況一覧表 | <p>・「令和7・8年度 物品等競争入札参加資格審査申請要領」別記様式第8号</p> <p><添付書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況が確認できる書類の写し(※健康保険と厚生年金保険の加入状況が異なる場合は、各々における添付書類を提出すること) ・労働保険(雇用保険・労働者災害補償保険)の加入状況が確認できる書類の写し | 1部 | |
| ⑧委任状 | <p>・様式第3号及び実印の印鑑証明</p> <p>※法人の代表権を有する者が支店等の長に契約に関する権限を委任する場合(ただし、当該支店等の長が既に名簿に登載されている場合を除く。)に提出すること。</p> | 各1部 | |
| ⑨企画提案書 | ・様式第4号 | 1部 | |

| | | | |
|--|--------------------------|----|----------|
| | ・企画提案書 ※仕様書に基づき作成すること | 8部 | (金) 午後5時 |
| | ・業務スケジュール | 8部 | |
| | ・費用積算見積書 | 8部 | |

※その他の留意点

③から⑧については、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

○

(2) 提出先

「10 担当窓口」へ提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(4) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、次の事項について記載すること。

- ① 仕様書「5 業務委託の内容」に基づく企画の内容
- ② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）
- ③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）
- ④ 費用積算見積書（任意様式）※内容を具体的に示すこと。一式といった表現は不可。
- ⑤ これまでの業務実績（類似業務の実績がある場合は、官民間わず、これまでの代表的な事業が分かる書類を添付すること。また、過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。）

(5) その他

- ① 提案は1事業者につき、1提案とする。
- ② 提案は全て企画提案書に記載すること。
- ③ 企画提案書は様式第4号に添付して提出すること。
- ④ A4判片面刷（多色仕上げ可）、縦置き左綴じ（ダブルクリップ留め）横書きとする。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴りこむこと。

5 企画提案作成等に係る質問・問合せ

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」

により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和8年度山形県地域再生可能エネルギー活用等実態調査業務への問合せ」として「10 担当窓口」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けられないものとする。

(3) 質問書の受付期間

令和8年5月20日（水）午後3時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、質問した事業者に電子メール等で回答するとともに、山形県ホームページ上募集要項掲載ページにて令和8年5月26日（火）までに順次掲載する。ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法、評価基準及び選定方法

(1) 企画審査会の開催

① 山形県が設置する「令和8年度山形県地域エネルギー活用等実態調査業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）により、審査員の各評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、提案者が多数（概ね4者以上）となり、円滑な審査に支障が生ずると県が判断した場合等は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。

② 前記の審査は、別添2「企画提案評価基準」に基づき、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは提出書類により行い、資料の追加は認めない。

③ 提案者が1者のみである場合でも、各審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

④ 審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

⑤ 提出された全ての提案の内容について、委託業務の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。

⑥ 提案者がいない場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。

⑦ 審査の結果は、全提案者に対し書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

(2) 評価基準等

別添2「企画提案評価基準」のとおり

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催 : 6月3日（水）
- (2) 審査結果通知 : 6月3日（水）以降
- (3) 契約締結 : 6月中旬～下旬

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当窓口」に提出すること。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止する場合がある。

10 担当窓口

山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課

住 所 : 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁7階）

電 話 : 023-630-3068 F A X : 023-630-2367

メール : yenergy#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変更して送信ください。